はじめに

経済の「市場化」が進んでいる。市場化とは、市場メカニズムの活用により効率化を推し進め、より生産性の高い経済システムを構築しようという潮流を意味する。しかし半面、市場化の行き過ぎに対する警戒感は根強い。その弊害としては、所得格差や地域の経済格差拡大、環境や福祉問題の置き去りなどが指摘されている。このような問題に対する処方箋として、NPOなど非営利セクターの活動、地球温暖化などに対する国際協調、セーフティネットの構築などに期待が寄せられている。

市場化の問題点を補償する施策の一つに「地域通貨制度」がある。これは国民通貨である「円やドル」の他に、特定の地域だけで使用可能な通貨を発行しようという提案である。地域通貨制度導入の目的は、経済取引を地域内で囲い込むことで地域経済の自立性を高めたり、地域間の財移動を減らすことで環境負荷を低減すること、一般の市場では値の付かないボランティア活動に値付けを行うことなどである。

"効率 - 公正"のバランスは抽象的な議論だけではなく、具体的な施策のレベルでその内容を考えることが必要である。本稿では両者のバランスをとる手段としての「地域通貨制度」に焦点を当てる。同制度は、「地域通貨制度」と一口にいうことが適当でないくらいに多様な考え方が混在している。そこでまず、同制度を経済学のフレームワークで整理する。それによって今まで意識されていなかった地域通貨制度の持つ重要な意義と可能性、課題を明らかにする。さらに課題を克服するために、地域通貨による「排出権取引制度」を提言する。

地域通貨制度のアイデア自体は新しいものではなく、かなり古くから取り組まれてきた。 しかし、課題も多く小規模なものにとどまっていた。しかし近年、情報通信技術が飛躍的 に発展し、「電子マネー」システムが現実化してきたことから、地域通貨制度の可能性が より一層広がりつつある¹¹。特に多様な情報と評価基準を取り入れることにより、地域通 貨制度は、市場取引を補完する新しい取引・情報多消費型取引・を提供する可能性がある。

1.地域通貨制度の意義

(1)地域通貨制度とは

一般的な地域通貨の定義は、「価値観を共有する有志のメンバー間で流通し、財・サー

ビスと交換することのできる独自の証書」である。共有される価値観とは、地域経済の自立を重視することや、健全なコミュニティの構築に大きな意味を見いだすことなど様々である。独自の証書とは紙幣、手形やクーポン券、ICカードなどがある。このような地域内のみで通用する通貨を、既存の通貨(国民通貨と呼ぶ)と「並行して」¹¹¹利用していくシステムが、地域通貨制度である。しかし「地域通貨制度」については様々な提案がなされ、それらは必ずしも整合的ではない。従って、まず、実際の取引事例を通じて地域通貨制度の要点を把握し、次に各論の間にある差異を明らかにする。

林(1998)によれば、英国内約500カ所で行われている地域通貨による取引は次のようなものである。まず、財・サービスの取引をできるだけ地域内で行おうと提唱するLETS(地域交換・交易システム、後述)の会員となる。そこで各会員が提供できる財・サービス、求めている財・サービスが一覧できる目録が渡される。その中から取引したい相手を選んで連絡し、取引価格を相対交渉(一対一)で決定する。合意した取引の値段を小切手(地域通貨)に記入の上署名し、LETSの事務局に送付する。事務局では各会員のバランスシートを作成しており、財・サービスの購入者の残高は減り、提供者は逆に残高が増える。

この事例をもとに地域通貨制度が持つ特徴を整理する。第一に、地域通貨は特定の地域内でしか使用できず、地域通貨と国民通貨(ポンドなど)との交換も認められていない。これにより、輸入、移入という形で発生する購買力の地域外流出を妨げ、地域内での経済循環をできるだけ高めようとする「**。第二に、地域通貨の "発行者"は個人である。サービスの買手、たとえば草刈りをしてもらった者は、「自らの信用」で地域通貨を発行する。従って残高が 0 である買手は、その時点で残高がマイナス、すなわち赤字になる **。財やサービスを買うだけの会員であれば、赤字が膨らむ一方である。財・サービスを提供しなければ赤字は減らない。ただ、赤字の上限が決まっている場合はあるものの、原則として赤字であることを理由に不利益を被ることはない。自らの責任で通貨が発行可能であるため、失業者など金繰りに窮する者にとっては慈雨となる **。これが L E T S における地域通貨が「信頼」で成り立っていると言われる所以である。一方で通貨発行に対する節度が大きな問題となる。多様な制度案の中には、通貨発行者に、地方自治体や N P O を含むものもある **i。

第三に、通常の市場取引では売り物になりにくい財・サービス、小さなビジネスなども 積極的に目録に取り込んでいこうとすることである。例えば家庭菜園で作った果物や、日 曜大工のサービス、ボランティアサービスなどである。不況で失業した者にとって、地域 通貨とはいえ身近な財・サービスの提供で当面の収入が得られる。これが生活の不安を解消し、結果的に地域経済の安定に寄与する。第四に、市場ではなく相対取引(一対一)が基本となることである。市場での取引では一物一価が成り立つが、相対取引では価格が一つに決まるとは限らない。価値観の多様性確保のためというのがその理由である。しかし、市場メカニズムの持つ効率性に対峙するような特徴であり、十分に検討が必要である。第五に、地域通貨には利子が付かないことである。従って地域通貨を貯金するインセンティブは削がれる上、地域通貨の融資で利益をあげることはできないし、まして投機なども存在しない。

このようにルールづけられた地域通貨制度の導入により、以下の効果が期待できる。第一に、地域内でしか使えず、国民通貨との交換もできない地域通貨を、個人の信用で発行し、小さなビジネスを相対で取引するという特徴は、「地域の購買力を囲い込み、地域内経済取引を活発化させる」働きをする。それにより、当面の失業対策、長い目で見れば起業支援や雇用確保、また近隣取引を通じたコミュニティの再生という効果が期待できるviii。第二に、ボランティア活動を積極的に取引に取り込み、相対交渉で柔軟に価格を決め、利子をなくして投機を起こさないという特徴は、「国民通貨で表される市場価格とは別の評価基準を尊重する」働きをする。それにより、慈善活動が街にあふれることによるコミュニティの再生、市場では価格づけが困難な財・サービス取引に対する啓蒙やすそ野の拡大が期待できるix。以上、二つの働きを通じて地域経済の再構築を図ることが地域通貨制度の目的である。

以上、英国の事例をもとに、地域通貨制度とは何かを見てきた。一方、日本において地域通貨制度はどのように活用されているのであろうか。残念ながら、日本においては地域通貨制度の本格的な取組事例は少なく、緒についた段階といえよう。よく知られているのは山口県周防大島でのエコマネーである。田植の手伝いなどをポイントに置き換え、約10分間の軽作業を100円として1エコと換算、地域通貨エコは朝市などの買い物にも使える*。他にも千葉県千葉市の「ピー」*iや滋賀県草津市の「おうみ」*iiなどが取組を始めようとしている。80年代から実績を重ねているさわやか福祉財団の「ふれあい切符」は、介護などの活動を行った"時間"を財団に登録(預託)する事によって、将来同様のサービスを受けることができるという制度である。これも一種の地域通貨制度といえよう*iii。

正確には地域通貨ではないものの、類似の施策として長野県駒ヶ根市の電子マネーシステム「つれてってカード」があるxiv。同システムは地域の商業活性化およびコミュニティー活動の集約化を目的として、つれてってカード協同組合と赤穂信用金庫が協力してカー

ドを発行し、商店街力・ドシステムとしてかなりの成果を得ている。取引に用いる通貨の 単位は「円」であり、「独自の通貨」ではないものの、地域内の商店街でしか利用できず、 地域通貨的な機能を持っている^{xx}。

(2)地域通貨制度の分類

地域通貨制度と一口に言っても、様々な目的を持った多様な考えが混在していることは すでに述べた。本節では地域通貨制度を4つに分類し、それぞれの考え方や目的の相違を 整理する。

第一はLETSと呼ばれるものである。その中でも地域経済の活性化や地域経済循環の高度化など、経済的な果実を目的とするものを取り上げる。LETSとは、Local Exchange Trading System の略であり、地域交換・交易システム、あるいは地域交換取引制度などと訳されている。地域経済の活性化を重視するLETS、ここでは仮に地域循環LETSと呼ぶが、これは 1983 年、カナダ、バンクーバー島ではじまった運動が起源である***。当時不況のあおりを受け、島の失業率は 20%を越えて深刻な事態にあった。そこでLETSの創始者であるM.リントンは、身近な労働(たとえば庭の手入れなど)を、住民一人一人が発行する通貨を媒介にして取引を行うシステムを考案した。当然、その目的は失業問題の克服であった。失業者は当面の収入を地域通貨で得ることができ、支払いも自分が発行権を持つ地域通貨で賄うことができた。地域通貨の導入により、従来では実現しなかった経済取引が地域内で行われるようになったのである。

このように地域経済の活性化を主要な目的とする地域通貨制度に共通する特徴を明らかにしよう。まず、地域通貨導入の背景は、地域経済の停滞や失業の増大、環境問題の深刻化などである。これらの問題は、地域の購買力をできるだけ地域内で循環させることで解消しようと結論づけられた。それによって移入、輸入などの購買力の地域外への流出を防ぎ、無駄な輸送を減らすことになるからである。

地域通貨の管理者はNPOを中心に考えられているが、地方自治体でもよい。地域通貨自体の発行者は個人である^{xvii}。個人が発行した地域通貨の信用の基礎は、個人の信用、あるいは寄付などの基金、場合によっては国民通貨との交換などである。地域経済活性化という目的に即して、地域通貨の取扱対象となる財・サービスは地域の小さなビジネスであることが多い。各財・サービスの評価は、売手・買手間の相対交渉によって決定される xviii。国民通貨と地域通貨との交換は基本的には認められていない。このLETSに参加する人数の規模は「地域経済の活性化」という目的から考えても、最終的には数万人に拡

大することが望まれるxix。今後の課題としては、規模が大きくなることによる連帯感、信頼感の喪失であろうxx。

第二は同じくLETSでありながら、経済的な効果よりも健全なコミュニティの発展など、社会のあり方に、より重点を置いた取り組みである**i。こここではコミュニティLETSと呼ぶが、これは英国のコミュニティ活動に起源を求めることができ、地域循環LETSとは異なる特徴を持つ。地域再生の観点から、地域通貨管理の主体となるのはNPO的なボランティア組織でなければならない。取扱対象は古着から、ちょっとした親切まで雑多である。コミュニティの確立を目的とする以上、会員は少人数でなければ意味がなく、せいぜい数十人から数百人のレベルが上限である。課題として、少人数組織では魅力ある目録づくりが困難であり、地域通貨による取引が停滞してしまうことがあげられる。その意味では、社会に与える「経済的なインパクト」は小さくならざるを得ない。

第三に、時間を地域通貨の基礎的変数とするタイムドルがある。これは米国のE.カーン博士が 1980 年に創設したもので、価格づけに「時間」を単位として用いるところに特徴がある。つまりボランティア活動などサービスの提供"時間"に応じてタイムドルが支給され、それを管理団体に預託をして、必要なときに利用する。1 時間分のタイムドルを利用すれば、1 時間分の財・サービスを受け取ることができるというシステムである***i。タイムドルはそもそも、介護などのボランティアサービスを地域内で円滑にやり取りすることを目的として創設された。近年、その取扱対象は広がりつつあるとはいえ、基本的には福祉の限られた分野でのみ流通するものと考えられている***ii。福祉サービスの普及を目的としているため、地域通貨の管理主体・発行者ともにふさわしいのは適格団体(ボランティア団体、NPO***iv)となる。地域通貨はボランティア活動を行った実績により信用づけられる***v。活動の評価は一律に活動時間によって算出される。タイムドルの取り扱う財はボランティアサービスであり、国民通貨の取扱対象とは基本的には別のものである。しかし完全に分離されているわけではなく、一部重なっている。国民通貨との交換も原則として行わないものの、転居などを理由として国民通貨で払い戻す場合がある***vi。課題は、すべて活動時間で評価されるため、価値付けに柔軟性がないことである。

第四はエコマネーといわれるもので、日本において広がりつつある地域通貨制度である。 エコマネーはさらに2つに分けることができる。一つは市民バンク代表の片岡氏が提唱するシステム****iで、考え方はLETSに近い。しかし地域通貨の評価尺度はほぼ時間、国民通貨とリンクしており(1エコ=約10分=約100円)、その意味ではタイムドル的な要素も持っている***ii。地域通貨の信用の基礎として、国民通貨を利用する場合もある**ii。

二つ目は通産省の加藤氏が提唱する施策***で、これは今までの制度をすべて包括してし

まうような、ある種壮大な構想である。地域通貨制度は、エコノミーとコミュニティが共存するエコミュニティを創るための手段にすぎず、国民通貨を使う効率的な貨幣経済と、地域通貨を使うボランティア経済が共生する社会の形成を目指している。地域通貨管理の主体となるのはNPOである。取扱対象は、貨幣経済から分化し、さらに発展したボランティア経済であり、これはタイムドルが対象とする福祉サービスよりも広い概念である。財の価格は相対交渉で決まり、一物一価ではなく「一物多価」の世界を実現することが重要であるとする。国民通貨の支配する市場とは"共生"関係にあり、国民通貨との交換は認められない。地域は基本的に物理的な空間を想定しているものの、電子マネーの活用を強調しており、サイバースペース上での地域概念を否定しない。

今までの論点をまとめると下表のようになる。

地域通貨制度の分類

	地域循環 LETS	コミュニティLETS	タイム ドル	エコマネー (エコバンク型)	エコマネー (加藤型)
背景	地域経済不況	コミュニティ活動の一環	福祉サービスのニーズ	慈善活動促進	エコミュニティ構築
主体	NPO、地方政府	NPO	適格団体	NPO	NPO
目的	地域経済活性化	コミュニティ形成	ボランティア流通	ボランティア流通	社会システム変革
発行者	個人	個人	適格団体	個人、NPO	個人
信用の基礎	個人の信用 (+ 基金補助)	個人の信用	ボランティア貢献時間	国民通貨、個人の信用	個人信用
取り扱い対象	小ビジネス等	雑多	ボランティアサービス	慈善活動 +	ボランティア経済
評価の尺度	目録 + 相対交渉	目録 + 相対交渉	時間	時間と国民通貨	相対交渉
市場との関係	混在	混在	分化不完全、相互接続	混在	共生関係
円との交換	基本的にはしない	基本的にはしない	基本的にはしない	基本的にはしない	しない
想定規模	多数	少数	不特定	不特定	不特定
今後の課題	モラルハザード 信用崩壊	経済的インパクト小	時間価値論の限界	活動に広がりが乏しい	実現性

地域通貨制度を通じて達成すべき目的の違いが、制度設計の違いとなっている***。本稿での問題意識は「市場化」の流れに伴う弊害を補完するシステムの分析であり、効率と公正のバランスをとる手段としての地域通貨の意義を明らかにすることである。その意味ではある程度以上の経済的な影響力を持つシステムが求められる。つまりコミュニティLETSやタイムドルは本稿での問題意識とはずれがある。従って、以下では地域循環LETS、エコマネーを念頭に置いて分析を行う。

2.地域通貨制度の分析

地域通貨制度は今までとは異なる発想で地域経済の再構築に取り組もうとしている点、 さらには数多くの取組が実際に行われているという点で非常に興味深い。一方で、経済面 からの分析が十分になされているとは言い難い。たとえば従来の市場取引と何処が違うの か、制度の効率性に問題はないのか、制度の安全性・安定性は十分かなどが具体的な論点となる。

(1)相対取引の重要性

本稿は、地域通貨制度が「相対取引」を基本的な考えとしていることが最も重要だと考える。すなわち、相対取引に地域通貨制度の本質的な意義が込められている。以下、その考えを明らかにしよう。

地域通貨制度がなぜ相対取引を基本とし、地域通貨「市場」による取引を否定するのか。これは市場の持つ「匿名性、効率性」とは異なる性質を、取引に組み込もうとしていることに他ならない。市場メカニズムの持つ「効率性」は誰も否定しないが、これは市場参加者の匿名性が条件となる。つまり、市場はある財の持つ特性(用途、品質)とその価格に関する情報のみを判断材料に、買手が需要量を、売手が供給量を市場に提示することで効率的な取引を実現する。そこでは買手や売手が「誰か」ということは一切取引に影響を及ぼさないという点で、匿名性を有する。

地域通貨制度において、相対取引が行われるということは、市場で一括して取引するよりも望ましい理由があるはずである。それはそれぞれの財・サービスが全く同一でないことを強調しているものとして考えるべきであろう。つまり、地域通貨による取引においては、特性と価格だけでは、その財を評価するには情報が不十分だと判断されているのである。他に必要な情報は、「誰が」「何処で」「どの様にして」作られたのか、あるいは使われるのかなど様々であろう。

端的な例を挙げれば、同じ箒でも大資本の工場が作ったものと障害者の方が作ったものでは、機能が同じであっても価値(=価格)が異なると評価するということである。別の言い方をすれば、誰がという情報を特性(属性というべきかもしれない)の中に取り込むのである。確かに現在でも「誰が」「何処で」作ったかなどという情報が製品差別化の要因になっている財・サービスは存在する。地域通貨ではその属性に関する情報量を一層増やしていくことによって、財・サービスの差別化を極限まで押し進める一方、買手の属性情報も重視することで最終的に売手と買手が一対一、すなわち相対取引になっていると考えることができるのである。

市場参加者の匿名性が維持できない場合、しばしばこのような相対取引が成立する。地域金融市場における金融機関から企業への貸出は相対取引の典型である。これが効率性の観点からどの様に評価されるかは自明である。相対取引される財・サービスおよび買手が、明らかに他の財と異なる属性を持っており、売手・買手がそこに価値を見いだすのであれ

(2)地域通貨制度の本質的意義 - 情報多消費型取引 -

地域通貨制度において、第一になぜそのような取引が可能であるのか、第二にそのよう な取引がなぜ求められているのか、この2点を考察することで、同制度の本質的な重要性 を明らかにすることができる。第一になぜそのような取引が可能であるのか。これは情報 通信技術の発展という外部環境の変化による。相対取引をネット上で行うことになれば、 売手の財・サービスおよび買手の属性情報を把握し、さらには分析、解析することが瞬時 に可能になる。例を挙げれば、買手はある財の評価に際し、用途、品質などの特性の他に、 障害者の作成であるか、近隣で作成されたか、作成者がボランティア活動にコミットして いるかという属性を重視している。一方、売手は買手がその財をリサイクル活用してくれ るか、近隣住民であるか、自らの活動の理解者であるかという属性を重視している。彼ら はネットにアクセスすることで相対の取引交渉を行う。理解を容易にするために、売手、 買手はそれぞれ重視項目を独立変数とした評価関数を持っているとすると、それをもとに 価格をインデックスとして交渉を行う。取引が一種の双方独占(一人の買手と一人の売手 が対峙している状態xxiii)である場合、解は需要曲線と供給曲線の交点を含むコアである ことが経済学の教えるところである。これは両者が協力することにより、効率性を確保し つつもその利益の配分については何らかの影響力によって決定するというものであるxxxiv。 このように外部環境の変化が、今までは不可能であった取引を実現する可能性を示してい る。

第二になぜそのような取引が求められているのか。それは経済取引にも多様な情報を取り込む必要性が認識されてきたからである。環境問題はダイオキシンや環境ホルモンなど、身近な話題をきっかけに、地球温暖化や酸性雨といったすぐには弊害を実感できないトピックにまで関心が深まっている。環境問題の多くは外部不経済という性質を持ち、市場メカニズムに任せていては適切な資源配分が行えないことは認識されている。またバブル崩壊をきっかけに企業の不祥事が相次ぎ、情報開示や透明性の確保と同時に、経営倫理確立の重要性が訴えられている****。さらに阪神大震災など災害時のボランティア活動は、NPOの社会的重要性を啓蒙した。経済取引の中にも「公的価値」に対する配慮の必要性が認識されつつある。経済学では方法論的個人主義のもと、各人は効用を最大化するように行動や選択を行うと仮定されている。しかしこれは自分のことしか考えないという意味ではなく、利他的な効用関数を持っていてもかまわない。また昨年ノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・セン教授は、利他主義とは異なる「コミットメント」の重要性を訴えて

いる*xxvi。いずれにせよ、個人の効用関数において、公に対する配慮は否定されていない。 当然効用関数の変化は、意志決定にも影響を与える。

このような技術的な変化、個人の評価基準の変化を通じて経済取引のあり方も変わってくる。そのニーズをより効果的に実現する手段として、地域通貨制度における相対取引が大きな意義を持つ。匿名性を条件とする市場取引では、財を差別化し、市場を細分化していかなければそのニーズに対応できない。相対取引を行おうとしても、取引希望者が多ければ、マッチメイク(取引相手を確定する)をするだけで膨大な取引コストが必要になる。その点、取引地域が限定されていれば、情報開示やマッチメイクのシステム作りは比較的容易である。つまり、「匿名であるが故に効率な市場取引」を補完するものとして、地域通貨による相対取引が意義づけられるのである。それを一言で表現すれば、市場が「情報効率型取引」を実現するのに対し、地域通貨による相対取引は「情報多消費型取引」を可能にするのである。後者の実現可能性は、情報処理能力という技術的な条件と、取引参加者が持つ評価基準の多様化の程度に大きく依存する。xxxvii

一方、ここまでの考察から、高度情報処理を伴う相対取引という性質を持つ地域通貨制度が、すぐに実現できないことも明らかになった。多量な情報処理が可能な取引は、技術的に今しばらく待たねばならない。従って、真に経済的インパクトのある地域通貨制度は、「中長期的視野」が必要な施策として、その可能性と課題を検討しなければならないのである。

(3)地域通貨制度の可能性と課題

る)することではないかと考える。人間の財・サービスに対する評価は必ずしも安定的なものではなく、啓蒙という刺激によって容易に変わる場合がある。人間は基本的には自分中心で勝手である。しかしある時にはまるでスイッチが切り替わったように非常に情け深く慈善的にもなる。 2 種類の通貨を用いることで、この人間の特性を逆に利用することもできるであろう。つまり、国民通貨を使う場合には自己の利益を極大化することで効率性を追求し、地域通貨を使うときには地域の一員としての自分の存在を意識して行動するのである*!ii、

第三に相対取引実現の可能性である。相対取引を行うためには、適当な取引相手を捜す必要がある。LETSではそれが目録の形になっているが、会員数が多くなり、登録件数が数万件になると、欲しい財やサービスを見つけるだけでも大変な作業になる。ネット上で検索をするというような対策もあるが、その次に取引交渉が控えているとなるとうんざりする。このような取引費用は、市場メカニズムを用いない相対交渉では避けられない。効率性を確保するために、情報の公開と繰り返し取引を行うとすると*****

対率性を確保するために、情報の公開と繰り返し取引を行うとすると*****
参加者が増えるに従って、その取引費用は急速に大きくなる。従って、地域が限定され、参加者の数が限られているという地域通貨制度の特徴は、取引の実現可能性を高めることとなる。

逆に地域通貨制度が抱える課題も多い。第一に、今述べた取引費用である。地域通貨制 度の方が相対的に有利とはいえ、取引費用の存在は大きい。この解消のためにはネット検 索、電子マネーなどの情報通信技術を最大限に活用することが必要である。しかし残念な がら、現在は地域通貨の理念を十分に実現できるようなシステムは完成していない。第二 に、参加者の拡大と公的配慮のトレードオフ(相反関係)である。経済システムに対する 影響力を持とうとすれば、取引量、質が一定以上なければならない。そのためには取引の 参加者を増やし、地域的な範囲を広げていくことが必要である。一方、それに伴って、顔 の見える取引というものは減少し、公的配慮の意識が薄れることが懸念される。そうなれ ば地域通貨制度の意義自体がなくなってしまいかねない。問題なのがモラルハザードによ る裁定取引である。完全な相対取引は、地域通貨制度の目指す姿であるが、そこに至るま での過程では、市場取引も便宜的に利用することになろう。実際の取引事例をみると、エ コバンク型エコマネーでは、不特定多数の買手に対し、地域通貨エコを対価として物品を 販売している。しかし一つの財に円とエコという二つの価格が存在する場合、2財の交換 比率(相対価格)が異なると、そこに裁定取引の可能性が生まれる。これは国民通貨と地 域通貨の交換が禁止されていても実行可能である。裁定取引が繰り返されることによって、 裁定者に多くの鞘が手にはいる¤liv。地域通貨制度の参加者が限られ、顔見知りであればそ

のような行為は自制される。しかし、参加者数の増大に伴い、一人一人の顔が見えなくなってくると、モラルハザードを引き起こす可能性が高くなる。この問題は、取引相手の顔が見える相対取引が一般的になれば解消するが、その過程で発生すれば、地域通貨制度そのものの健全な発展が妨げられる恐れがある。従って、地域通貨制度が成熟するまでは、国民通貨、地域通貨両方で取引される複数の財に関しては、地域独自の評価基準をもとに相対価格に差を付けることはあきらめるざるを得ない。もしくは財の差別化を明確に行うことが必要になる。例えば地域通貨で取引すべき財にはとれにくいシールを貼るなどで、市場を分断することである*\overline*。

第三に取引促進策が必要である。実際、欧米で行われている地域通貨制度の実体を見る と、活発に取引されているとは言えない*\vio 取引費用が大きい、魅力的な財・サービスが 少ないなどが主な原因である。特に地域通貨でしか取引できない必需財がないことが、地 域通貨制度に対する関心や取引の乏しさに繋がっている。第四に、地域通貨価値の安定化 という、最も重要な課題がある。地域通貨に対する信用は、それがどのような形で発行さ れるかによって大きく異なる。具体的には誰が、何を信用の基礎に発行するかが問題であ る。国民通貨では当初は金との兌換がその信用を支えていたし、現在では国家の通貨管理 に対する信頼が背景にある。その点、地域通貨の場合、発行主体は個人を中心に、自治体、 NPOなど様々である。国民通貨の納入を条件とし、それを準備通貨として地域通貨を発 行するのであれば、ほぼ問題はないと考えられる×lvii。しかし、地域通貨制度実践者は、 あくまで個人間の信頼関係による個人発行を重視している。また、個人の責任で通貨発行 権がない場合は、失業対策などの面で効果を削ぐことになる。一方、通貨の発行を個人の 責任に委ねれば、自らが責任をとることのできる額以上の通貨を発行する誘惑に負ける者 も出てくる可能性がある。そうなれば地域通貨制度自体が信用を失い、崩壊してしまう懸 念がある。現状のような仲間意識を保つことのできる小規模な取組であるうちは顕在化し ないものの、一定の影響力を持つ程度にまで制度が拡大していく過程で必ず問題になるで あろう。よって、個人による地域通貨発行というルールは取りやめ、地方自治体などの地 方公共団体がその信用などを背景に地域通貨を発行することが望ましいのではないかと考 える。

この地方自治体による地域通貨発行という案はやや踏み込んだ主張である。これは、第 三の問題である取引促進策にも絡んでおり、次章でその意味を明らかにする。

3.政策提言:排出権取引制度の取込

本章では将来的な課題として、温室効果ガスの排出権を地域通貨の取引対象とする案を 提示する。これにより地域通貨制度の取引促進に貢献するとともに、地域通貨制度の安定 化にも寄与するのではないかと考える。その理由を述べるために、まず、排出権取引制度 とは何かを概説する。

(1)排出権取引とは

排出権取引の概要

地球環境問題に対する関心は年々高まりつつある。その主要なテーマの一つとして、地球温暖化問題を挙げることができる。これは人間の生産及び消費活動において排出される CO2 などの温室効果ガスが、時系列的な気温の上昇を招き、それが海抜の上昇、劇的な気候変動などを通じ、農業への打撃、疫病の蔓延など、望ましくない事態を引き起こすと懸念される問題である。その対策の一つが「気候変動枠組条約*Iviii」 締結の動きであり、その中に示されている温室効果ガス抑制手段の一つに「排出権取引」がある。気候変動枠組条約に関する締約国会議がCOP*Ii*であり、京都会議で有名になったCOP3とは、その第3回という意味である。京都議定書は「排出削減コミットメント」「遵守促進規定」「手続規定」からなり、排出削減コミットメントに、数値目標と各国のコミットメント(例:日本は 2008-2012 年平均で温室効果ガスを 1990 年比-6%に抑える)、対象、政策手段などが規定されている。政策手段には、共同達成、共同実施、クリーン開発メカニズム(CDM)、排出権取引などの「柔軟的措置」が含まれている。

排出権取引は、ある物質(たとえば CO2 とする)の排出量の総量を、何らかの方法によって決定し、CO2 を排出することに対する許可証を政府などが発行する。たとえば「トン/年」といったものである。それを一定のルールに基づいて配分する。後はその権利を自由に取引するというのが基本的考え方である「。排出権を「均質な商品」と仮定すれば、市場で取引されることが効率上望ましい「。排出権が足らなければ、他者や市場から排出権を購入すればよいし、余剰の排出権があればそれを売って他の費用に充てることができる。

このような排出権取引の利点は何かといえば、理論的には排出削減費用の最小化が達成されるということにある。排出権取引が広く普及すれば、各取引者の最後の1トン/年削減に必要な費用は均等になり、結果として全取引者トータルの費用は最小化される!!!。

地域における環境問題に対する取組

日本にとって、京都議定書上での排出権取引の取り扱いはどうなっているか。基本的には省エネルギー施策や原子力発電の推進によって目標の達成を目指し、排出権取引やCDMはそれを「補完」する役割と位置づけられている。具体的には「地球温暖化の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、11年4月に施行された。そこでは国、事業者、国民の責務と並び、地方公共団体の責務が定められた。それによると「地方公共団体は、その区域の自然的社会条件に応じた排出抑制などのための施策の推進並びに自らの事務及び事業に関する排出抑制のための措置を行う」とされている「iv。その後同法律施行令(政令)が制定され、「地球温暖化に関する基本方針」が11年4月に公表された。それによれば地方公共団体は、都市整備、環境教育、実行計画の策定、点検などを行うこととされている。実行計画は主に低公害・省エネルギー機器の導入や廃棄物の減量などからなり、国際的協力を基本とする排出抑制手段としての柔軟的措置に関する言及はなされていない」で、本年6月に「実行計画策定マニュアル」が環境庁より公表されている。

しかし、努力しろが多く残されていない日本においては、省エネ対策もそれほど期待できず、限界的な温室効果ガス排出削減費用の大きい日本において、排出権取引などの手段をもっと活用すべきだとの意見もある。

(2)地域通貨制度への排出権取引制度の取り込み

本稿での主張は、この「排出権取引」を地域ベースで実施し、取引を「地域通貨」で行おうというものである。これにより両者のシナジー効果(結合相乗効果)が期待できる。第一に、温室効果ガス排出という、万人が関わる財の取扱を通じて、地域通貨制度の活性化を図ることができる。排出権を地域通貨でのみ取引可能にすることの影響は、高所得者に現れる。豊かな生活をする彼らは必然的に排出権も多く必要になり、それを得るためには地域通貨での取引にコミットしなければならなくなる。金持ちだけでは豊かでない、排出権持ち、ひいては地域通貨持ちであることも物質的な豊かさを得るための条件となる。しかしそのためには地域通貨建てで価値のある財・サービスを提供しなければならない。これによって価値の多様性に多くの者が関心を抱くようになることが期待され、それが社会に与える質的なインパクトはかなり大きいものと考える「vi。排出権が地域通貨の取引対象になっても、金額(地域通貨建て)的には大きなものではない「vii。逆に金額的に大きすぎると、闇取引のような不正行為が頻発することにもなりかねない。従ってこの程度の水準から地域通貨に対する関心を喚起していくことが現実的な政策である。

第二に、環境問題に対する地域の姿勢を強烈にアピールすることができる。「Think

globally, act locally(世界ベースで発想し、地域ベースで実行せよ)」という言葉通 り、世界規模で発想された政策を、地域ベースでいかに実行に移すかが今問われている。 排出権取引にコミットすることで、地域の取組姿勢を明らかにすることができる。地域通 貨で排出権を値付けすることの意味は、排出権にも多様な属性を認めるべきだという主張 に繋がる。第三に、排出権取引の持つ経済的効率性という長所と、お金で排出の権利を買 うという、経済至上主義的な発想という短所のバランスをとる手段になりうることである。 地球環境問題の観点から言えば、温室効果ガスの排出に地理的な意味はない。日本で発生 しようが、南極で排出しようが大気は循環し、効果は等しく現れる。その意味で効率性の 観点からは高いコストをかけて日本で削減するよりも、よりコストの低い地域で温室効果 ガスを減らした方が確かに合理的である「いい。一方で倫理的な観点から自分の排出は自分 で責任を持つべきだという考えもあるlix。一般に排出削減費用の高い地域は、地代や労務 費の高い先進国に多いと考えられている。国際的な公共財である排出権を、札束を持って 買いあさる態度は倫理的な反発を招きかねない。以下の制度設計で見るように、地域通貨 による排出権取引では、排出権の総量を、域外との排出権取引で確定した上で、それを地 域内に分配する。これによって、地域が政治的判断により決定した排出権総量を、地域内 で責任を持って遵守するという態度をとることができ、倫理的な批判に配慮しながら、効 率性も大きく損なわない制度作りが可能になる。第四は地域通貨制度の安定性確保である。 排出権取引を地域通貨制度に組み込む際に、地方自治体がモニタリング等、監督責任を持 ち、同時に地域通貨の発行権もあわせて持つ。それにより、地域通貨に対する信任を確保 することができる^{|x}。

< 具体的制度 >

地方自治体は、個人に排出権を割り当て、財・サービスの消費に応じて排出権を利用することを義務づける。排出権は地域通貨でのみ取引を認める。地域通貨制度の理念に従い、相対取引で排出権を売買することが基本となる。これにより排出権自体も属性を持つことになる。貧しい人が持つ排出権は高く評価されるかもしれないし、高所得者が排出権を得ようと思ってもなかなか得られないかもしれない。しかし取引費用が高すぎるという判断があれば、地域内排出権取引市場を創設し、経済活動に対する支障を小さくすることができる。その場合、排出権を地域限定の署名入りクーポンにするなど、裁定取引の防止方法を考える必要がある。

全世界、あるいは日本全国における排出権総量は、COPなどで政治的に決定されると 仮定する「xi。地域に割り当てられた排出権を、市民一人あたり均等に配分する「xii。市民の 合意が得られれば、年齢別に差を設けたり、各種ハンディキャップに対する配慮を否定しない。

各個人は、財・サービスを消費する際、温室効果ガスの排出程度に応じた排出権を使用することが義務づけられる。個々の消費に対する排出権のモニタリングは煩雑なため、電子マネー機能を持つICカードによる処理が不可欠である。モニタリングの位置としては消費者が自ら申告する方法もあれば、各事業者が販売に応じて消費者から排出権を徴収し、モニタリング機関に報告するという方法も考えられる「xiii。

排出権を地方自治体が発行し、その取引に地域通貨を指定する以上、地域通貨も地方自治体が発行することが望ましい。排出権は必需財であり、その取引に用いる通貨が不安定では市民生活に重大な問題をもたらしかねないからである。地方自治体が地域通貨を発行することにより、信用を確保し、さらに十分な準備通貨をもとに地域通貨の流通量を適切に管理することが可能になる。地域通貨の発行条件としては、地方自治体が指定する公的活動への貢献に応じて、確定申告による還付金の代替財として、ある条件を満たした私財提供の対価として等いろいろと考えられよう。個人発行が認められないことによる失業者への配慮に関しては、ある程度の貸付制度の整備で補うことができる「xiv。

地域通貨のみで排出権は取引される。この場合の経済的理解を2つに分けて示す。第一に、地域通貨の取引が市場で行われる場合。地域通貨建ての排出権取引価格が一つ成立する。このときその価格と地域外の排出権取引価格とは一致せず「xv、裁定の余地が残る。しかしそれは地域内外の排出権を別のものとし、地域の評価基準で価値づけたものであるから、効率性の点で問題はない。第二に、地域通貨での取引が基本的に相対で行われ、双方独占が基本となっている場合。このとき各人は排出権に対しても、価格以外の属性を含めてその個別の排出権を価値づけており、これも効率性に問題はない。

以上、基本的な制度の概観を示した。排出権取引、地域通貨制度ともに中長期的政策課題である。気候変動枠組条約は国策に関わる問題であり、地方自治体の政策に対する自由度はもちろん、その方向性すら明らかになっていない。地域通貨制度自体も、電子マネーシステムといった技術的な発展が進まない限り、今まで述べた効果は絵空事にすぎない。取引に参加する者の評価基準の多様化も、今すぐ大きな変化が現れるとは考えにくい。しかし気候変動枠組条約の第一拘束期間は2008年から2012年と定められている。次々回の世界会議(COP6)で、監視機関などに関する議論がかなり詰められる予定であり、より具体的な動きが見えはじめている。地域通貨制度も技術的基礎となる電子マネーの発展はめざましいものがあり、小規模な地域通貨の試みは世界中で数多く実施されている。従

って、地域通貨制度のあり方と温室効果ガスの排出権取引に関して、今のうちから十分に 議論し、知的な成果を蓄積しておくことには大きな意味がある。

おわりに

本稿では、市場化の弊害を補償し、バランスをとるための手段の一つとして、地域通貨制度を取り上げ、その意義と可能性、および課題を論じた。その上で、排出権取引の組込という政策を提案した。今年8月末の自治省の住民台帳人口調査(平成11年3月末時点)によれば、バブル崩壊以後一服していた人口の東京圏集中が再び鮮明になってきている。集積の利益を追求するのは「市場化」の流れに沿ってはいるが、このままでは地域格差の拡大も避けられないであろう。そこで地域の再生策を、地域通貨制度に関する議論を通じて見直してみることには意味がある。本稿で論じたのは、慈善的活動や公的価値に対する配慮の必要性という問題意識が芽生えつつあり、その受け皿として、地域通貨による相対取引が適しているということである。なぜなら、市場は情報を効率的に活用することに利点があるが、地域通貨制度は多様な情報を取り込むことに長けているからである。

一方、本稿が強調した意味で地域通貨制度が有効であるためには、その前提として電子マネーなどの技術的な発展と、公的配慮に対する問題意識の成熟化が不可欠である。従って、これらの問題を、地域通貨に関する制度論と並行して議論していかなければならない。また、地域通貨制度の論点もまだまだ多く残されている「xxi。

地域通貨制度を導入しようという取組は、日本でも各所で起こりつつある。これは本稿で述べた市場取引を補完する「情報多消費型取引」というには不十分であるものの、その方向を目指していることは間違いない。このような実践が長期的には大きな流れを作ること期待したい「xxii。それを後押しするためにも、地域通貨制度の可能性に対して今後一層多くの者がコミットし、議論の質を高めていくことが望まれる。

以上

,,-,, ,,

(http://www.kantei.go.jp/jp/21century/990714bunka3-3.html) また、環境白書 1 1 年版でも地域通貨に関する話題が囲み記事で紹介されている(「LETSとエコマネーの取組」pp157.)。

- ii 電子マネーの実現に伴う問題に関しては、須藤 / 後藤 (1998)、西垣通 (1999)、日銀 (1999)などでかなり詳細に議論されており、一応の論点は出そろった感がある。
- iii 地域通貨だけで経済が成り立つと論じているものはない。あくまで国民通貨の補完として地域通貨を位置づけている。
- ^{i∨} 地域とは物理的な空間を表すことが多いが、サイバー・スペースや人と人とのつながりであるネットワークを含める場合もある。
- * 会員は勘定(残高) 0 から出発する。全 L E T S 会員の残高合計が常に 0 となることは 自明である。
- vi 当面、無条件で借金ができるのと同様の効果を持つ。
- vii ドイツのある交換リング(地域通貨制度)では、リング(事務局)が新入会員には1時間分の地域通貨をプレゼントしている。(今泉(1998))
- ***・実際、帽子のデザインと制作が評判になり、事業を興した例などがある。(林(1998))
- ix これにはボランィアサービスのような福祉や、外部不経済の存在で適切な市場取引が困難な環境関係の財も含まれる。
- × 日高(1999)より。
- ×i 「生活スコープ」読売新聞 1999.5.25.,朝刊 27 面
- xii 「エコマネーおうみ」朝日新聞(大阪)1999.5.27.,夕刊12面
- xiii 加藤(1999c)参照。
- xiv 沖電気工業(http://www.oki.co.jp/OKI/Home/JIS/New/OKI-News/1998/07/z9821.html) 参照。
- ** 注目すべきは市役所での住民票や印鑑証明などの請求にともなう各種支払いにも「つれてってカード」が利用できるようになっており、ICカード、電子マネーのシステムを採用したことで福祉やコミュニティ形成面への拡張性が期待できることである。
- ×vi 丸山(1998)参照。

¹ 21 世紀における日本のあるべき姿を検討することを目的に、内閣総理大臣のもとに設けられた懇談会「21世紀の日本構想懇談会(座長:河合隼雄・国際日本文化研究センター所長)」でも、地域マネーに関する議論が行われている。

- xvii N P O自身の発行もあるが、例外的に認められている程度である。
- xviii 野菜など日用品は、国民通貨でも地域通貨でも購入可能であり、国民通貨による市場取引と、地域通貨による相対取引の対象となる財・サービスは一部重なっている。
- xix 英国の例で言えば、現在、「全英には約500のLETSがあり、...1つのLETSに平均100人弱の会員がいることになる。」(林(1998))。
- ** それに伴う「モラルハザード」などが障害となり、システム自体を破壊してしまうおそれがある。この問題については次章で分析する。
- xxi 1990 年代に地域循環 L E T S 派、コミュニティ L E T S 派の間で論争が起こった。これに関しては丸山(1998)参照のこと。
- xxii その意味では、1830年代にロバート・オーウェンが提唱、実験し失敗した労働交換証券に通じるものがある。丸山(1998)は地域循環LETSも、もとのアイデアはロバート・オーウェンに依ると論じている。
- ××iii 前に挙げた「ふれあい切符」もタイムドルの一種といえる。
- xxiv 加藤(1999d)参照。
- ××× 他に企業や病院などの団体からの寄付も受け付ける。加藤(1999d)参照。
- xxvi 「ふれあい切符」では退会時に預託されていた分をお金で返済するものも多い。加藤 (1999c)参照。
- xxvii 「プレス・オールタナティブ」日経エコロジー1999 年 9 月号,106-107.
- xxviii 前に挙げた山口県周防大島の例などが典型である。
- xxix これは厳密な理念が先にあるというよりも、現実の慈善的サービスをいかにうまく既存の経済システムに乗せていくかということが優先されているようである。
- xxx 加藤(1998a)参照。
- xxxi もちろん、実際の取組は様々な目的を同時に追求しており、表のように割り切ることはできない。
- *****¹ もちろん傍目からみて理解できないことがあるかもしれないが、それは骨董品に高価な価値をつけているのと同じことである。また、取引した後、仮に全く同じ属性を持つ財が見つかったとしても、「ダブル・オークション」という情報公開と取引の繰り返しによって、ほぼ市場取引と同様の効率性が達成されることが知られている。これは厳密な意味での相対取引ではないが、取引参加者が一同に会した上での一対一取引である。

xxxiii 「経済学大事典(第2版)」東洋経済新報社から

xxxiv コア上に取引が成立するのはある仮定の下での議論であり、孤立交換の価格形成、公理的分割理論、動学的交渉理論などが双方独占に関わってくるが、本稿では経済理論上の詳細な検討を十分に行っていない。

**** 経営論理に対する意識の流れについては(社)関西経済連合会・企業と社会委員会で検討され、報告書も提出されている。豊田(1998)参照。

****・セン教授は、人間は他者への思いやりに関して、それが自らの効用を高める「利他主義」的行動と、自分の効用はいっさい高めないが社会の一員として、正義感などからやむにやまれず行動してしまう「コミットメント」を区別すべきだとし、そもそも効用関数をもとに評価をおこうなうこと自体に疑問を投げかけている。大変重要な問題意識であるが、本稿では「厚生主義的アプローチ」に対してそこまで突き詰めた考察は行っていない。これらの議論に関してはセン(1988,1989,1999)などを参照のこと。

xxxvii 地域通貨制度の提唱者は、その両者に対して大きな期待を持っているといえよう。

xxxviii 沖電気工業(前出)参照

**** 国民通貨は「冷たいお金」、地域通貨は「暖かいお金」という表現があるが、各通貨は名付けられた性質を本来的に持つのではなく、あくまでその使われ方次第で、冷たくもなれば、暖かくもなる。その意味で、冷たい、暖かいという表現を経済学的に解釈すれば、冷たい=効率的、暖かい=多様性というシステム自体の評価である。

x¹ 実際ビル・ゲイツは11兆円を寄付するという。

xli One to one マーケティングなど、顧客の詳細なセグメント化は相対取引を指向している。

xiii 地域通貨を使うときには、地域通貨制度の理念や参加者の顔を思い出すことにより、 さらにICカードに取り込まれた各種情報を財・サービス評価の参考にすることにより、 公の利益に即した評価を下す一助になれば、地域通貨制度の本質的な意義が生かされることになる。

xliii ダブルオークション的な機能をできるだけ取り入れるということ。

xliv 2財の交換比率が異なる(一物二価)とは、例えばリンゴとミカンがそれぞれ 100円と 150円、すなわち 1対 1.5であるとき、地域通貨エコを使えば同じく 100 エコと 200 エコ、すなわち 1対 2 であることを意味する。一物二価では、国民通貨を媒介とする市場で相対価格体系が一つ決まり、同様に地域通貨を媒介とする市場でもう一つの相対価格体系が決まる。 2財の交換比率が異なると、そこに裁定の可能性が生まれる。これは国民通貨と地域通貨の交換が禁止されていても実現可能である。リンゴとミカンの例では、ミカン

は国民通貨・円よりも地域通貨・エコでの方が相対価格は高いため、円でミカンを仕入れ (150円支出)、エコでミカンを売却して(200 エコ収入)、リンゴをエコで仕入れ(200 エコ支出、リンゴ 2 個受取)、それを円で売却すれば(200円収入)鞘をとることができる(差し引き50円)。鞘がとれる限り裁定のインセンティブが働く。その結果、相対価格 すなわち財の交換比率が同一になるか、どちらかの需給が飽和するかで裁定は終わる。需 給の飽和は考えにくい。これは相対価格の差が解消するまで続けられる。

*\" 他のモラルハザードの可能性には、国民通貨と地域通貨の闇交換や、利子付きの地域通 貨の貸借取引を闇で行うこと(地域通貨の個人発行に何らかの制限が付けられる場合)な どがある。ロバート・オーウェンの労働交換証券の実験(1830年代)が失敗に終わったのも 商人に悪用されたことが一因(丸山(1998))とされている。

xlvi LETSは1100以上の地域で広範に浸透しており、英国では2005年までには英国経済の30-40%をしめるものと期待されている(加藤(1998a))との見方がある一方で、大半のLETSではサービスの交換が低迷している(金岡(1998))、仕事の種類が限られ交換も活発でない(今泉(1998))という評価も少なくない。

xlvii 草津コミュニティ支援センターが発行を検討している地域通貨「おうみ」は"信託金"の納入をもとに地域通貨を発行する予定である。

(http://www.kusatsu.or.jp/top/top.html)

xIviii UNFCC:UN Framework Convention on Climate Change

xlix Conference of Parties

「京都会議が大きな話題になった理由は、「京都議定書」という形で温室効果ガスの排出 削減について「数値目標」が設定されたからである。気候変動枠組条約は 170 カ国超の批 准を得ている。その流れからいえば、京都議定書は「制定」された段階であり、今後発効、 改正というプロセスを経ていくことが期待されている。

1 取引も多数が参加する市場での取引、1対1で行う相対取引など、いくつか方法がある。

|·ii デフォルト・リスクの存在など、制度の如何によっては排出権が均質でなくなる可能性がある。

「前にこのような費用の最小化は、規制当局が各企業の生産関数や製造品に対する需要などの情報を十分に認識することができれば、同じように達成可能であるが、通常はそのようなことは困難であるので、市場原理を用いることのできる排出権取引のメリットが強調されることとなる。

liv また国民は「その日常生活に関し、排出抑制などのための措置の実施に努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する排出抑制等のための施策に協力しなければならない」とされている。

- ▽ 国際的な枠組みが全く決まっていない現在、それは当然といえる。
- ^{|vi} 但し、国民通貨と地域通貨の交換、排出権の闇取引などは徹底的に禁止しなければならない。
- | Wii 概算すると、排出権の費用は、環境税との類推からせいぜい地域所得の 10%。排出権の初期割り当てがどの程度かに依存するが、平均分は無償だとする。その上で排出権を追加で受容する量は、総額の半分あるとしても総所得からすれば 5 %。現在の消費税をすべて地域通貨で払うという程度であるから、決して大きな負担ではない。とはいえ全く意識しないというほどでもない。
- Iviii 排出権取引の経済学的な長所もそれが実現できることにある。
- lix これはまさしく、地域の責任という属性を排出権に取り込んだものといえる。
- × 逆に個人発行による、短期的失業対策などの機能は制約を受ける。
- |xi| 経済学的には限界排出削減費用と限界外部費用の交点により決定する。ただ実際には両費用関数を知ることは容易ではない。これは排出権取引制度そのものに関係する問題ななので、ここでは取り上げない。いずれにせよ、排出権総量は既存のフレームワークの下で決められる。
- |xii 行政として公的な活動を行う場合に不可欠な排出権に関しては、配分前に控除しておくことはある程度認められる。
- |xiv もちろん無利子である。さらに個人に発行権がなくなると、有利子借入のインセンティブが働く。これは個人発行でも赤字の上限規制がない場合をのぞいて常に起こりうる問題であるが、国民通貨と地域通貨の交換が認められないのと同様に、地域通貨の有利子貸借も禁止をするしかないであろう。
- | ** もともと交換性がないので当たり前であるが、円でも地域通貨でも取引可能な財・サービスの適当なバスケットとして交換比率を考えたり、ある財との相対価格を基準にした場合でも一致しない。
- | 対しては、地域内で購買力を囲い込むということは、地域外の安価な財よりも地域内の高価な財を選択することでもあり、これによって地域内の雇用を確保するとすれば、この政策は一種のワークシェアリングの考え方に通じるかもしれない。地域通貨制度の健全な発展を支えるためにも、同制度の経済的な分析は今後も一層必要になってくることであるう。

参考文献・資料

伊藤雅春(1998)「玉田マネーの試み」地域開発 1998.12 Vol.411,32-34.

今泉みね子(1998)「ドイツ・フライブルグ市の交換リング」地域開発 1998.12 Vol.411,28-31.

岩橋健定(1998)「地球温暖化ガス排出権取引に関する国内制度の基本構造設計」阪大法学 48 巻 3 号,245-278.

沖電気工業「駒ヶ根の電子マネーシステムつれてってカードで国内初の機能を盛り込んだ新 サ ー ビ ス を 開 始 」 (http://www.oki.co.jp/0KI/Home/JIS/New/0KI-News/1998/07/z9821.html)

片岡勝「ボランティア論第3回」(http://www.cyber.gr.jp/housei/5・11.txt)

加藤敏春(1998a)「エコマネー・ビッグバンから人間に優しい社会へ・」日本経済評論社 加藤敏春(1998b)「21世紀の"エコマネー"、その意義と可能性」地域開発 1998.12 Vol.411,35-42.

加藤敏春(1999a)「エコマネーの世界」月刊消費者信用 5 号,14-23.

加藤敏春(1999b)「エコマネーの世界」」月刊消費者信用 6 号,76-80.

加藤敏春(1999c)「エコマネーの世界」」月刊消費者信用 7 号,68-73.

加藤敏春(1999d)「エコマネーの世界」月刊消費者信用 8 号,78-83.

金岡良太郎(1996)「エコバンク 貨幣自由化時代への誘い」北斗出版

金岡良太郎(1998)「エコバンク - これからの地域金融」地域開発 1998.12 Vol.411,6-12.

環境庁(1998)「地球温暖化対策の推進に関する法律」1998.10.9.

環境庁(1999a)「地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に係る『実行計画』策定 マニュアル」環境庁地球環境部環境保全対策課球温暖化対策推進室

環境庁(1999b)「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務および事業に係る1温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」環境庁地球環境部環境保全対策課球温暖化対策推進室

設楽清和(1998)「コミュニティ活動とLETS」地域開発 1998.12 Vol.411,20-22.

須藤修/後藤玲子(1998)「電子マネー」ちくま新書

セン,アマルティア(1988)「福祉の経済学」鈴村興太郎訳,岩波書店

セン,アマルティア(1989)「合理的な愚か者」大庭健/川本隆訳,勁草書房

セン,アマルティア(1999)「不平等の再検討」池本幸生/野上裕生/佐藤仁訳,岩波書店

瀧口範子(1998)「落とし物からはじまったブレッド」地域開発 1998.12 Vol.411,23-27.

田中弥生(1999)「NPO幻想と現実 - それは本当に人々を幸福にしているのだろうか? - 」 同友館

豊田尚吾(1998)「真のグローバルスタンダードとは」週刊東洋経済 No.5528,100-105.

豊田尚吾(1999)「排出権取引に関する一考察」CELレポート第1号 大阪ガス(株)内閣(1999a)「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」1999.4.7.

内閣(1999b)「地球温暖化策に関する基本方針」1999.4.16.

西垣忠(1999)「<地域>通貨LETS 貨幣・信用を超えるメディア」批評空間 - 2 2 号,26-60.

西垣通編(1999)「電子貨幣論」NTT出版

日本銀行(1999)「電子決済技術と金融政策運営との関連を考えるフォーラム 中間報告書」 林泰義(1998)「全国 500 カ所にも普及した英国方式の地域内交換取引システム」地域開発 1998.12 Vol.411,13-19.

日高邦夫(1999)「続・人生二毛作 市民バンクの仕掛け人が"貨幣"流通に乗り出す」週 刊東洋経済5541号,70-71.

丸山真人(1995)「5 経済循環と地域通貨-コモンズとしての貨幣を求めて」『循環の経済学』学陽書房,221-252.

丸山真人(1998)「循環型経済と地域通貨」地域開発 1998.12 Vol.411,1-5.